

館山市清掃センター長寿命化総合計画策定業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

このプロポーザルは、館山市清掃センター長寿命化総合計画の策定に当たり、長寿命化に関する提案を広く募集し、市の要求に対する理解力、実現性、技術力及びサポート力並びに本計画の将来性、確実性等と当該業務に係る経費とを総合的に評価することで、最も適切な事業者を受託者の候補者として選定することを目的とする。

2 業務概要

- (1) 業務名 館山市清掃センター長寿命化総合計画策定業務委託
- (2) 業務内容 別紙仕様書のとおり
- (3) 履行期間 契約締結日から令和2年3月25日まで
- (4) 委託費 委託費の上限は7,942,000円とする。(消費税及び地方消費税相当額10%を含む。)

3 参加資格要件

応募者は次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 館山市の入札参加資格者名簿に登録された者であること。
- (2) 一般社団法人日本廃棄物コンサルタント協会に属していること。
- (3) この公告の日から決定の日までの間に、館山市建設工事請負業者等指名停止措置要領に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 館山市入札契約に係る暴力団対策措置要綱に定める暴力団排除措置要件に該当しない者。
- (5) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規程に該当しない者のほか、次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者
 - イ 対象工事の入札日前6ヶ月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者
 - ウ 会社更生法(平成14年法律第15号)の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者
 - エ 民事再生法(平成11年法律第225号)の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者
- (6) 国及び地方公共団体に納付すべき税の滞納がない者であること。
- (7) 平成21年度以降に地方公共団体等が発注した「廃棄物処理施設長寿命化計画作成の手引き(ごみ焼却施設編 し尿処理施設・汚泥再生処理センター編)」(平成22年3月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課)、「廃棄物処理施設の基幹的設備改良マニュアル ごみ焼却施設 し尿処理施設」(平成22

年3月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課)に準拠する長寿命化計画の策定に関する業務について、元請で受注し、完了した実績を有する事業者であること。

- (8) (7)の業務と同種又は類似の業務における管理技術者として従事した経験を有する者を、本業務の管理技術者として配置することができること。
- (9) 管理技術者は、打合せに必ず出席し、説明を行うこと。
- (10) 管理技術者は、1年以上の直接的な雇用関係にあること。
- (11) 管理技術者は、技術士法で定める技術士(衛生工学部門:廃棄物関係)の資格取得後5年以上を有すること。

4 プロポーザル実施スケジュール(予定)

項目	スケジュール(予定)
(1)事業の公告・実施要領等公表	令和元年6月19日(水)
(2)参加申請書及び提案書受付期間	令和元年6月19日(水)～令和元年7月10日(水)
(3)質問書の受付期間	令和元年6月19日(水)～令和元年7月3日(水)
(4)質問への最終回答予定日	令和元年7月5日(金)
(5)参加資格審査結果通知	令和元年7月17日(水)
(6)プレゼンテーション審査	令和元年7月24日(水)
(7)業者選定結果の通知	令和元年7月26日(金)
(8)受注予定者との協議期間	令和元年7月26日(金)～令和元年7月30日(火)
(9)契約締結予定日	令和元年7月31日(水)

5 事業の公告・実施要領等交付

本プロポーザルに係る事業公告日から、実施要領等資料を下記のとおり交付する。

(1) 交付資料

- ・館山市清掃センター長寿命化総合計画策定業務委託公募型プロポーザル実施要領
- ・館山市清掃センター長寿命化総合計画策定業務委託仕様書
- ・館山市清掃センター長寿命化総合計画策定業務委託提案書作成要領

(2) 交付方法

館山市公式ホームページ内「しごと・産業情報/入札・契約/プロポーザル」からダウンロードすること。

- ・参照:《URL》<http://www.city.tateyama.chiba.jp/>

6 応募手続き

(1) 応募書類

提出書類一覧

提出書類	提出部数
(1) 参加申請書 (様式1)	原本1部
(2) 提案書 (様式2)	原本1部及び写し9部
(3) 会社概要調書 (様式3)	原本1部及び写し9部
(4) 業務実施体制調書 (様式4)	原本1部及び写し9部
(5) 会社実績調書 (様式5)	原本1部及び写し9部
(6) 管理技術者実績調書 (様式6)	原本1部及び写し9部
(7) 提案調書 (様式7)	原本1部及び写し9部
(8) 見積書 (任意様式)	原本1部

(2) 提案書等作成上の注意

別紙提案書作成要領参照のこと。

(3) 提案書受付期間

令和元年6月19日(水)～令和元年7月10日(水)

(4) 提出方法

担当課へ持参もしくは郵送により提出すること。

※ 持参の場合は、月曜日から金曜日の各日の午前8時30分から午後5時までの間に提出すること。

※ 郵送の場合は、上記(3)募集期間内必着とする。また、配達記録が残る方法で郵送すること。

(5) 質問の受付及び回答

質疑がある者は質問書(様式8)を電子メールに添付し、担当課宛に提出すること。提出期間は、令和元年6月19日(水)から令和元年7月3日(水)午後4時までとする。

質問に対する回答は、令和元年7月5日(金)までに、館山市ホームページ内に掲載する。

7 参加資格の確認及びプレゼンテーション審査の詳細通知

提出された申請書等により参加資格を確認し、資格の有無及び参加資格を満たす業者のみプレゼンテーション審査当日の集合時刻等詳細を電話・ファックス等により連絡する。提案資格確認結果通知書は、プレゼンテーション審査当日に手渡す。なお、参加が認められなかった者に対しては、参加を認めない理由を記載して郵送する。

8 評価方法及び評価基準

(1) 評価方法

本業務の履行に最も適した契約の受託候補者を、厳正かつ公正に決定するため、館山市清掃センター長寿命化総合計画策定業務委託プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」）を設置し、提出された企画提案書に基づくプレゼンテーションの内容について審査し、最高点を得た者を受託候補者として選定する。

(2) 評価項目と配点

評価項目		評価の視点	指標	配点
企業評価	過去の業務実績	期待する成果を的確に提出する可能性が高いか。	焼却処理施設の長寿命化総合計画策定の実績 ※過去10年間（平成21～30年度受注、上限10件）	5
			焼却処理施設の基幹的設備改良事業発注支援実績 ※過去10年間（平成21～30年度受注、上限5件）	5
	会社規模	会社の規模	資本金	5
	優秀技術者の保有数	優秀な技術者を専属的に担当させ、総合技術力が高い企業か。	技術士（衛生工学部門）の数 建築士（廃棄物施設経験者）の数（下段）	5
	企業評価計			20
技術者評価	管理技術者実績	予定する管理技術者が当該業務を遂行するために必要な知識・経験を有しているか。	焼却処理施設の長寿命化計画又は長寿命化総合計画実績 ※過去10年間（平成21～30年度受注、上限5件）	5
			焼却処理施設の基幹的設備改良事業発注支援実績 ※過去10年間（平成21～30年度受注、上限5件）	5
	技術者評価計			10
提案内容評価	提案内容	業務の実施方針	業務の目的や業務内容の理解度、具体的な実施方針、電気や建築担当など将来の基幹的設備改良工事内容を見越した適切な実施体制が示されているか	10
		保全計画の策定における工夫点	施設の保全・管理として、健全度評価や整備スケジュール等の計画立案の考え方について、具体的・効果的・経済的な工夫が提案されているか。	15
		延命化計画の策定における工夫点	改良工事の検討方法、LCC算出における各種パラメータの設定方法、CO2削減計算における各種パラメータの設定方法等の計画立案の考え方について、具体的・効果的・経済的な工夫が提案されているか。	15
		長寿命化総合計画策定業務スケジュール	対外的な手続きとの関連、重要なポイントの設定、進捗状況の管理等、業務を円滑・確実に実施することが期待できるか。	10
		業務の理解度	<ul style="list-style-type: none"> ・本施設の状況を把握し、適切な提案をしているか。 ・質疑に対する応答の迅速性及び明確性があるか。 ・提案内容をわかりやすく説明しているか。 	10
	提案内容評価計			60
価格	価格評価（参加者内での最低価格÷提案価格）×配点			10
総合評価計				100

(2) 採点基準

企業評価、技術者評価、価格評価は事務局で採点し、提案内容の採点は、次に示す5段階評価による。

判断基準	得点化方法
創意・工夫があり、特に優れた内容である	配点×1.0
優れた内容である	配点×0.8
平均的な内容である	配点×0.6
仕様は満たしているが、内容が乏しい	配点×0.4
提案ができていない	配点×0

総合評価は、全審査委員の提案内容評価の平均点+企業評価+技術者評価+価格評価の合計を得点とする。

得点が小数点以下になる場合は、小数点以下第2位を四捨五入して、小数点以下第1位までの点とする。

採点結果が同点の場合は、見積金額が低い応募者を最優秀者とする。さらに、見積金額が同額であった場合、審査委員の投票とする。なお、投票数も同じ場合は、委員長が投票した事業者とする。

9 プロポーザル審査

(1) 実施日

令和元年7月24日(水) 午前10時からを予定日時とする。

(2) 実施場所 館山市役所内会議室(住所:館山市北条1145-1) 詳細は、後日通知する。

(3) プロポーザルの手順等

- 提出書類等を補足するため、1事業者あたり質疑応答を含め概ね45分(説明30分、質疑15分以内)のヒアリングを実施する。
- 会場への入室は4名以内とし、説明及び質疑応答は、管理技術者が対応すること。
- プロポーザルは、提出書類を用いて行うものとし、当日の差替えや資料の追加は認めないものとする。
- パソコン等を用いてプレゼンテーションを行う場合は、スクリーン、プロジェクターは本市で準備するが、パソコンは応募者が持参すること。

10 審査結果の通知

選定結果は、全ての参加者に結果通知書様式を送付する。

(1) 通知予定日

令和元年7月26日(金)

(2) 審査結果に対する異議申立ては一切できない。

(3) 選定結果については、館山市公式ホームページで公表する。

1.1 契約の締結

(1) 審査委員会で最も高い評価を得た受託候補者と業務の詳細を協議の上、契約を締結する。

(地方自治法施行令第167条の2第2項による随意契約)

(2) 受託候補者に事故があり、契約締結が不可能となった場合又は受託候補者との協議が整わない場合、次点者と業務の詳細等を協議のうえ、契約を締結する。なお、受託候補者と契約が締結された場合、次点者へ速やかに連絡する。

(3) 契約に係る前払金の支払は行わない。

1.2 その他

(1) 次のいずれかに該当する場合は、失格又は提出書類を無効とする。

- ・ 提案書等の必要書類を期日までに提出しない場合
- ・ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ・ 見積額が提案上限額を超えている場合
- ・ プロポーザル審査に理由なく欠席した場合
- ・ 選考の公平性を害する行為があった場合
- ・ 前各号に定めるものの他に、提案に当たり著しく信義に反する行為等、審査会委員長が失格であると認めた場合

(2) プロポーザルに参加する費用は、すべて当該提案者の負担とする。

(3) 提出書類は、返却しない。

(4) 参加意向申出書及び提案書等の提出後は、原則として記載内容の変更を認めない。

(5) 提案書等の作成のために本市から受領した資料等は、了解なく公表し、又は使用してはならない。

(6) 本業務に係る情報公開請求があった場合は、館山市情報公開条例に準じ、提出書類を公開することがある。

(7) 提案者が一者でも、受託候補者の選定を実施する。ただし、企業評価、技術者評価、提案内容評価の合計点90点について、審査委員全員の平均点が54点（平均的な内容）以上となった場合に限る。

(8) 本プロポーザルを公正に執行することが困難と認めるとき、その他止むを得ない事情があるときは、本プロポーザルを延期又は中止することがある。

1.3 担当課及び書類提出先

〒294-0026

千葉県館山市出野尾538

館山市建設環境部環境センター 清掃係 佐瀬

電話：0470-23-3033 FAX：0470-20-1241

E-mail：kankyocenter@city.tateyama.chiba.jp